

令和6年度 第1回恵那市水道水源保護審議会 会議録

日時：令和6年8月19日（月） 午前10時～

場所：恵那市役所 会議棟 中会議室

1. 市長あいさつ
 2. 委員の委嘱
 3. 会長・副会長の選任
 4. 会長・副会長のあいさつ
 5. 諮 問
 6. 議 事
 - （1）水道水源保護について
 - （2）恵那市水道水源保護地域の指定について
 7. 答 申
 8. その他
 - ・今後の流れ
-

■事務局 定刻になりましたので、ただいまより令和 6 年度第 1 回恵那市水道水源保護審議会を開催いたします。

本日の審議会は公開とし、発言者は特定しませんが会議録を公開することとされておりますのでご了承下さい。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。初めに小坂市長より挨拶を申し上げます。

1. 市長あいさつ

■市長 皆さん、お早うございます。大変お忙しい中、暑い中にも関わらずお越しくださいましてありがとうございます。令和 4、5 年はこの審議会は開催されておりません。令和 3 年以降、久しぶりの開催となり、後ほど委員の委嘱も含めて、新たな体制で審議会を開催させていただき運びとなっております。よろしくお願いいたします。

先週までかなり暑い日が続き、雨もなかったのですが、今日は少し緩んだ感じがします。ただ、こういう雨のない、暑い中にもかかわらず、水源には水が結構あるような印象があります。私は東野の山の方で暮らしていますので、そういう意味では、水源、山の奥深さを感じます。皆さんもご心配されていると思いますが、水道水源地に関しては、ある程度の規制をして、市民の皆さんの生活に必要な水を確保していくという取組です。これにつきまして新たな区域も含めて、本日はその審議を皆様をお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委員の委嘱

■事務局 ありがとうございます。

続きまして、委員の委嘱に移ります。市長より委嘱書をお渡しするのが本来でございますが、時間の都合上、委嘱書を机の上に配布させていただきましたのでご了承ください。

皆様方には、水道水源保護審議会委員をお受けいただき、ありがとうございます。任命期間は令和 5 年度と令和 6 年度の 2 年間となっておりますが、本日まで議事がなく、今回初めての審議会となりましたので、任期は本日より令和 7 年 3 月 31 日となります。なお、委員の皆様の紹介は名簿に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の会議の成立について、事務局より報告いたします。

■事務局 本日の会議の成立について、審議会は、恵那市水道水源保護条例第 21 条第 2 項の規定により「委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」となっております。本日の会議は、委員 8 名中 7 名にご出席いただいております。半数以上の出席と

なりますので、本日の会議が成立したことを報告いたします。

3. 会長・副会長の選任

■事務局 続きまして、会長、副会長の選任に移ります。この審議会の会長、副会長は、恵那市水道水源保護条例第20条において、「委員の互選による」となっております。選出方法についてご意見はございますか。

〔 挙手及び発言する者なし 〕

■事務局 ご意見がないようですので事務局案を皆様にお諮りしたいと存じます。

〔 「異議なし」の声あり 〕

■事務局 会長に恵那市上下水道経営審議会会長の前川登様に、副会長に恵那市上下水道経営審議会副会長の岡庭隆様にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

■事務局 ありがとうございます。ご就任いただきました会長の前川様、副会長の岡庭様、恐れ入りますが前の席に移動をお願いします。

4. 会長・副会長のあいさつ

■事務局 それでは、会長と副会長に一言ご挨拶をお願いいたします。初めに会長、前川様、お願いします。

■会長 経営審議会と一緒にやっているメンバーなので、心を割って話ができます。

市長がお話しくさいましたが、水道の水源というのは、長期にわたって非常に大切なものです。事前に事務局に伺いますと、今日の対象区域についても、やはり指定して守っていかないといけないということですので、そのところを重点的に審議いただき、いい結果になるようにお願いしたいと思います。

■事務局 ありがとうございました。

続きまして、副会長、岡庭様、お願いします。

■副会長 お早うございます。今日はこんなバッジをしてきましたが、保護司会の社会を明るくする運動のものです。保護司会長はこれで4年目です。こういった役職は場違いですが、前川会長の下で必死に補佐してまいります。よろしくお願いします。

■事務局 ありがとうございました。

5. 諮 問

■事務局 これより市長から当審議会に諮問いたします。市長は会長のところまでお願いします。

〔 市長が諮問書に基づき諮問 〕

■事務局 ありがとうございます。それでは、市長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

6. 議 事

(1) 水道水源保護について

■事務局 それでは、議事に入ります。議事の進行につきましては、条例第 21 条の規定により、「会長が議長を務めること」となっておりますので、前川会長、よろしくお願いいたします。

■議長 それでは、諮問をおさらいします。旧静波簡易水道水源について、水源保護条例に基づいた諮問をいただいておりますので、よろしくお願いします。

それでは、この件について事務局から資料の説明をいただき、なぜ諮問に至ったかについて詳しく説明いただきたいと思います。

〔 事務局から資料に基づき説明 〕

■議長 ありがとうございます。場所は明智町と上矢作町の町境、ラリーが走ったところ。今説明があった資料 3 の第 6 条にあるように、「何人も、水源保護地域内において、規制対象事業場を設置してはならない」とあり、これに対して明智町の住民組織から、伐採する動きがあり、何か造るのではないかと懸念されています。この地域を指定すると、資料 3 にある制限が有効になり、水源地域内に工作物を造られたり、水が来なくなったり、全部伐採して保水できないようなことはなくなるということで、平成 24 年 3 月 27 日に水源を使い始めて 11 年ぐらい経ちますが、このあたりできちんとしようということです。

何かご質問があれば挙手でお願いします。

■委員 資料 2 の概要の説明で、「対象事業を水質汚濁防止法に規定する特定施設とする条例を制定しました」と書いてあり、これはどう読むと「水質汚濁防止法に規定する特定施設を対象事業として」と読めるのか分からない。対象事業場については、条例第 2 条（5）と規則第 2 条があるが、これをどう読むとそうなるのか。条例集を見る限り、「水濁法の特定施設が対象事業となる」とは読めないの、どういうことか。

対象事業は条例独自で決めているときに水濁法の特定施設を参照して選んで決めたのではないと思う。この説明が記されてしまうと、「水濁法に規定する特定施設が対象事業です」という説明になってしまう。

■事務局 対象事業場はいろいろ載っていて（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）（カ）に書

いてあるが、これを行うときに、届け出をしてもらいます。

■委員 それは規制対象事業所になるかどうかです。「特定施設」という言い方をすると、水濁法の特定施設という条件になるので、「対象事業場」と一応言葉にしてあるということとは、特定事業場ではなく対象事業場になるので、資料２の概要の書き方だと、「水濁法に規定する特定施設が全部対象事業になる」と読めるので、そうなのか確認をしている。

■事務局 特定施設という表現は間違っています。資料２を修正します。

■委員 分かりました。

■議長 そういう意味では、この条例第２条第１項第５号（カ）の文言をもう少し検討した方がいい。水質汚濁、もしくは汚濁させる恐れがある事業所と取れてしまう。

■委員 これは市長が認めたものが、どこかに別に列記されているという話になる。一個一個その場で判断していくと大変になるので、条例第２条第１項第５号（カ）を受けているのが施行規則第２条第１項第６号だと思います。市長が認めたものとは何なのかを明確にしていかないと、「（カ）は何なの？」という話になってしまう。それが「水濁法の特定施設全部です」という決めになるのか一つの懸念としてはあった。そうすると対象がすごくたくさんあって、さらに規制対象を毎回この審議会で諮らないといけなくなる。そこはどうか確認したかった。

■議長 基本的にここに一つ欠けているのは、水量を確保するという項目が必要ではないか。

■委員 水源の水量に影響を及ぼすと書いてある。使う量という話と、排水の話はまた別の話になる。

■議長 今回は、外部の人による乱伐も考えられる。それを防止するためとなると、乱伐して水量が確保できなくなる。その水源を確保するために市長が何らかの判断をするところだが、この条例の中に要るのかもしれない。

■事務局 こちらの伝え方が間違っていたのかもしれませんが、条例には伐採の話は含まれていません。伐採に対する水源保護については、非常に難しい問題になります。今回も、明智で伐採が行われている、また、今後行われる可能性があるということがあって、地元からも強く、水源保護条例で何とか規制できないかという話をいただいていたのですが、今の条例の中では非常にその規制は厳しい。特に、水質を確実に汚濁させるか分かりませんし、濁りというのはあると思いますが、濁りは水質汚濁とはまた違い、なかなか厳しいところもあります。今後もそういった問題についてはこの条例の中で規制していくのは厳しいということはありません。

■委員 伐採は開発事業で見ているのではないか。

■事務局 開発はあくまでも開発なので、木を伐るだけになると開発にはなりません。

■委員 明智町の方で開発となると、（４）の産業廃棄物処理場の関係でやりたいと事業

者の話は聞いています。

■事務局 それは違う場所です。

■議長 今回は、そういう施設はないけども、そういうことが懸念されるので指定したいということです。

■事務局 そうです。水源を守るということ。

■議長 そうすると、答申の附帯事項に何か追加した方が良いでしょう。このまま条例を読むと、委員が言われるように、規制することがまずいかもしれない。

■委員 別にまずくはないと思います。逆に言うと、対象があいまい過ぎる。

■議長 どちらにしても、数年先に事業をしたい場合、条例等を見て、これで規制できるかと言われたときに、答えを出しておかないといけない。

■事務局 この条例の中である程度の規制はできます。審議会の皆さんに、規制対象事業場の対象にしてもらい、いろいろな規制をかけていく結果になるかと思います。ただ、法的な基準があるので、それを逸脱する行為は絶対だめですが、その中であれば中止とか、事業をやってはいけないというものではない。そういうところがいろいろな課題というか、水源を守るなら本当は厳しくしていかないといけないというご意見もありますが、なかなかゼロまでにはもっていけないのが実状です。

■委員 第22条の末尾に、「管理者が水道に係る水質の保全及び水量の確保のために水源保護協定を締結する」ということですが、これは、例としてはあるのか。

■事務局 資料2の中にもありますが、太陽光事業でこちらの審議会で審議していただいている案件が、平成30年、令和2年、令和3年にあり、水源保護協定書を締結しています。

■委員 恵那市の審議会でやりたいことは、守るべき山、水源と判断される場所に、鍵をいくつかしっかりかけ、それをあけないと事ができないということで、業者が、そこで何かをしたいときに、いろいろな許可を取らないといけない。さらに恵那市にも諮って、その後協定を10年間結んで、適正な管理をしていかないといけないという場所をしっかりと作って、その中で開発行為を行うのであれば許可するとか、ここの土台を作りたいということですね。

■事務局 そうです。

■委員 無下にいろんなことをやられて、恵那市も、本当は水源だけど管理も分かってない状態でいきなり何かを造られないように、造られた後も適正に水源を守るべき管理下において把握できるようにしたいということだと思います。審議会で、明智町のところを守るために規制をつけるのはいいことだと思います。

■事務局 この場所が水源であることを条例で指定し、何かをするときには必ずこちらに相談してくださいというのが指定するねらいです。何をするか相談いただいて、こういう協議をして下さいという指示を行います。

■委員 指定するのはいいことで、賛成です。最終的な開発行為ができないわけではないのは当然その通りだと思うのですが、そこにいきつくまでの過程をしっかりと踏んでもらわないといけないので、一步ハードルを上げていく必要があるのだと思います。

■議長 この会議の議事内容は残るので、審議会で審議した中で、こういうことが言われて、告示をもって承諾しているということは分かります。

■委員 条例ですから、恵那市という憲法です。施行規則は、取扱い細則というか、もう少し、これをかいつまんでいるので、この文言を変えることはそんなにハードルが高くないというか、議会で揉んでもらわなくてもできるのでしょうか。

■事務局 条例は議会で承認いただく必要があるが、規則は議会の承認は要りません。ただ、規則とは何かというと条例をもう少し詳細に書いたものです。

■委員 この中にうたい込むという考えはないか。具体的に、開発規制がかかるようなことを、もう少しこと細かに。例えば、ここに書いてあるそれぞれで網が被ってきています。

■委員 施行規則の関係は（６）で、最後に「市長が認めたもの」という書き方がしてあるので、条例で決めて規則でも決めたので、それ以下に、事務の方で「こういうものを決めておけばいい」というのが「市長が認めたもの」ということです。そこが、現在具体的に決まってないので、具体的な細かいことはしないにしても、水量がどのくらいとか、汚水が出るとか出ないとかの話は「市長が認めたもの」と書いてあるので、ここで決めていける。規則を変えてくださいというところまでは求めている。

■議長 不透明なところは、市長が判断してというところがあるので、伐採で水がどうなるということも懸念事項として審議する内容の中に入れておけばいいと思う。

■委員 今回はこういう状況ですが、まだほかに事例として、具体的に開発やいろいろなことを禁止するというところとか、網掛けをするわけです。今回に関しては、明智町の静波の水道に係る部分で、多分市有林がほとんどだと現状は見させていただいています。ここは、恵那市も、皆伐する部分が含まれていると思っていますが、これからは、外国人が購入することに関しては、法律上は問題ないわけです。そうすると、これは上下水道課と林政課のどちらが規制することなのか、どちらが決裁権をもって物事を整理できるか、という位置付けが必要な感じがします。条例は条例で問題はありますが、誰がどこで停止させるか、認可しないか、というところが私にとってはあやふやで分からない部分です。

林業に関しては、保安林であれば事前の伐採届を出し、許可が取れば物事が済むということになっているのですが、開発に関しては、保安林の場合は県の認可が必要になる。それと、水道の部分をごどのような形で理解したらいいのか、若干分からない状況です。だめとかいいとかいう問題ではなく、具体的に誰が最終的に認めるのか。市でできると県でやらなくてはならないことが多分出てくる。私は林業の関係なので、水道はどこで誰が止めるのかというのが、最終的に市長の判断かもしれませんが、その辺がよく分かり

ません。

■議長 組織の改廃、社会情勢が変わると組織がいろいろ変わっていくので、あまり縦割りにすると、組織が代わったらどこが行うということもあるので、その辺は柔軟にしておいて、今条例で決めてあるように、審議会で判断したり、行政の組織の中で判断する方がいいのではないかな。

■委員 市長が最終的に判断というのは、規定の中、条例の中ではそうになっているが、実質はその部署のいろいろな形の中でお話しした中で、多分最終的な決裁は市長ですが、実際に進めるのは各部署が相談して判断し進めるということだと思います。

■事務局 林政課は伐採届を出されれば当然そのまま伐採されます。水道の条例ですと伐採は該当しません。木を伐ることを止めることができないので、条例に「伐採」と入れたとしても、木を伐ったらだめですというのは言えないので、なかなか難しい問題だと思います。ただ、昔はケーブルを張って木出しして林道から持っていくというパターンから、今はそういうことをしなくて、重機でどんどん入っていきます。恵南森林組合も恵那森林組合もそういうことはやられると思いますが、それはしっかりとした作業道を造ってやられるのですが、外国の方はどんどん伐って行って酷いことをしてやられます。その点が不安要素の一つです。

■委員 そうです。明智町の杉野もひどい。

■事務局 見に行くと、関係なく作業しています。

■委員 後のことは知らないというのが実態です。それを何らかの形で、だめですという形をやればいいですけど、実際にやる人たちは、現場をやればいいことだけであって、後がどうだろうと考えずに、現場が済めばそれで終わりというのが今の状況だと思います。

■事務局 条例でそれをだめですということをなかなか決められないです。

■委員 強制力をどこまでという形は、この状況では取れないのが現実です。

■委員 結局、恵那市の水道水源保護条例で決めても、最終的には、ある業者が開発するとき、憲法の財産権をもってくると、勝ち目がないですか。

■事務局 止めることは多分できない。

■委員 そうなると、国や県などの上部機関できちんと条例をバックアップするような法律を早く作ってもら、特に外国人が日本の水源地、山を買うということを抑えるようなこと、国がもっと早くそういうところの法律をきちんと整備していくべきだと思っています。ここで審議しても最終的に裁判で財産権で負けましたとなれば意味がない。

■議長 結果的には、法的にどう縛っていくかが行政のこれからの仕事だと思います。今回の諮問については、この水源地に限って、皆さんの意見が出ましたが、そういう中で、市長に、「分かりました」という答申にしたいと思います。よろしいですか。

[「異議なし」の声あり]

(2) 恵那市水道水源保護地域の指定について

■議長 議事「(2) 恵那市水道水源保護地域の指定について」に、移ります。

資料4の説明をお願いします。

〔事務局から資料に基づき説明〕

■議長 拡大図の赤い所からの取水は、平成24年から臨時的に引いているということです。養鶏場は青い所の真ん中にあるので、そこが何らかの水が行ったときに、取水口に汚濁水が流れてくるのを今後避けるために、赤い所をきちんと指定していきたいということです。明智町と上矢作町との境になります。道の駅の上、モンゴル村の上です。

■事務局 ラリーで走るコースの近くです。

■議長 こうしてみると、飯地町や中野方町は取水口が1つだが、今後は大丈夫か。

■委員 中野方町はここしか仕方ない。ほかに取水口を造ったとしてもここまで引っ張ってこないといけない。

■議長 中野方町は蛭川に入っている部分も少しあり、中津川市との調整はできているのか。飯地町で災害が起きて山崩れなど起こったら、水をどこから取るのか。

■事務局 市でも保護地域を指定しているが、県も指定しています。県では、中津川市側が含まれています。

■議長 県水として引っ張っているのか。

■事務局 そうではなく、岐阜県でも岐阜県水源保全地域を指定しています。

■委員 今回指定したところは、土地の所有者は全員分かっているのか。所有者が分からないところがどんどん増えていると今日の新聞に載っていた。

■事務局 ここは地籍が終わっているので所有者が分かっています。

■委員 所有者には指定するという話はしてあるのか。

■事務局 していません。

■委員 告示すれば決まってしまうと思うので、反対意見を述べる場がないが、パブリックコメントはやるのか。

■事務局 行ないません。

■委員 一方的に決めるということか。そうすると、所有者の行為に制限をかける形になる。結構急峻な谷筋に見えるのであまり影響はないと思う。

■事務局 直接地権者に不利益を被るものではなく、ある程度の規制をかけていますということだけであって、そこに何か実施ができないというものであれば委員の言われるようにご意見をいただくかパブリックコメントを行うこともあります。

■議長 パブリックコメントはやらなくても指定されましたという通知だけはしないといけない。

■委員 所有者を全部洗うのが大変だから、告知して、自分のところになってないか見ておいてという。

■議長 依頼のあった明智町の団体に、「何日付けで指定されました」というのは伝える必要があります。

それでは、答申書の作成を、事務局でお願いします。

〔 休 憩 〕

〔 事務局から「答申書（案）」を各委員へ配布 〕

■議長 それでは、事務局にて、答申書の案が作成されたので、審議を再開します。事務局の説明を求めます。

■事務局 答申案。「恵那市水道水源保護地域の指定について答申。令和6年8月19日付け上下水第3074号で諮問を受けた見出しの件について、慎重に審議した結果、下記の通り答申します。」資料4で指定についての概要を記載した、「水道名称、旧静波簡易水道。浄水場名称、静波浄水場、水源、峰山川、水源保護地域、明智町東方字大丸山の一部。面積約0.87km²。こちらを恵那市水道水源保護地域として次の通り追加の指定を認める。」

■議長 ほかに皆さんからご意見はありませんか。なければ、「（案）」を取ったものを作ってください。

7. 答 申

■議長 直した答申書が来ました。市長がいないので部長に渡します。

答申書。恵那市長小坂喬峰様。恵那市水道水源保護審議会会長、前川登。恵那市水道水源保護地域の指定について答申。令和6年8月19日付け上下水第3074号で諮問を受けた見出しの件について、慎重に審議した結果、下記の通り答申します。記。1、恵那市水源保護地域として、次の通り追加指定を求める。水源名称、旧静波簡易水道。浄水場名称、静波浄水場。水源、峰山川。水源保護地域、明智町東方字大丸山の一部。面積約0.87km²。以上です。

■事務局 慎重審議ありがとうございました。引き続き水道水源保護に努めてまいります。よろしくお願いします。

■議長 事務局に進行を返します。

8. その他

・今後の流れ

■事務局 議事進行を前川会長にいただきありがとうございます。これで本日予定していた議事は全て終了しました。

続きまして、その他、今後の流れとしては、今回審議いただいた水源保護地域を追加する旨の告示を市として行います。また、県の水源地域の指定に向けて、書類を今月県へ提出し、その後、県の審議会が令和7年2月に開催される予定だと聞いております。県でもこれを指定して、県では地域内の土地の売買と開発行為を行う場合は事前に県に届出が必要だという形になるようです。市としては審議会委員にはここまでということです。これで審議会を閉会します。本日はどうもありがとうございました。

〔 閉 会 〕